

保険診療でのプラセンタ療法について

保険診療では、①更年期障害、乳汁分泌不全および②肝機能障害の方々に対しプラセンタ（メルスモン®）の皮下注射での治療が認められています。

女性の更年期は45歳くらいから55歳くらいまでとされています。

40歳を過ぎると、卵巣の機能がだんだん低下することもあり、40歳から徐々に更年期症状が出る可能性があると考えます。その後、60歳になるころには落ち着くことが多いとされています。

当院におきましては、更年期障害に対するプラセンタを用いた保険診療は、上記の根拠から、年齢として40歳から60歳までとしており、さらには疲れ、冷え、イライラ、ホットフラッシュのみならず、頭痛、肩こりや腰痛等の痛みの症状が更年期に由来すると医師が判断する場合のみ実施しております。

当院では痛み治療を専門とする保険医療機関として、痛みの治療の一つとして提供することと致しました。

同治療は通常週2回の頻度で3ヵ月程度継続し、症状の改善が得られたら週1回の頻度で効果を維持させます。

ただし、更年期症状には個人差があるので、個々の症状に合わせて治療頻度や期間は変更していただいて結構です。

（当院でプラセンタ治療のみの方は予約は必要ありません）

美肌、美容、アンチエイジングを目的とした保険診療は認められておりませんので、その理由で治療はすることはできません。

（副次的に美肌・美容効果が得られることは構いませんが、それを主目的に保険診療は受けられません。）

保険診療での自己負担（プラセンタ注射のみ） ※3割負担で計算

初診料 960円 再診料 330円

（内服薬処方や神経ブロック注射等の他の保険治療と併用も可能です）

京都府 京都市 上京区 今薬屋町 328 サンシティ御所西
京都の“痛みのかかりつけ医” 井福ペインクリニック
院長 井福 正貴